

建設委員会会議録

平成20年7月22日(火)

(開 会) 10:00

(閉 会) 11:04

○ 委員長

ただいまから建設委員会を開会いたします。

おはかりいたします。案件に記載のとおり、執行部から、5件について報告したい旨の申し出がっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。「工事請負変更契約について」報告を求めます。

○ 土木建設課長

おはようございます。工事請負変更契約の報告についてご説明申し上げます。お手元の配布いたしております資料をよろしくお願いたします。旧特定地域開発就労事業従事者暫定就労事業に伴う三軒屋～工場団地線道路新設工事1工区の工事請負変更契約についてご報告いたします。請負業者は株式会社多賀谷建設で、原契約5,465万6,700円を5万5,650円増額いたしまして、5,471万2,350円に変更するものであります。変更理由は、平成19年度単価を平成20年度単価に単価更正をしたものでございます。以上、簡単ではございますが報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市国土利用計画及び飯塚市都市計画マスタープランの策定に関する経過について」の報告を求めます。

○ 都市計画課長

最初に、3枚目の資料に飯塚都市計画を策定するうえでの体系的な位置づけを左に、今後の各計画の策定スケジュールを右にお示ししておりますので、以後の説明と共にご参照ください。次に、1枚目の「報告事項の説明」に記載しております1番と2番の飯塚市国土利用計画及び飯塚市都市計画マスタープランの策定に関する経過につきまして、一括してご報告いたします。

まず、都市計画課におきまして着手しております飯塚市国土利用計画につきましては、第1に市土の利用に関する基本構想、第2に市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及びその地域別の概要、第3に第1、第2に掲げる事項を達成するために必要な措置の概要の3部構成により策定いたしますが、このうち、第1の市土の利用に関する基本構想につきまして、現在福岡県において策定中の福岡県国土利用計画原案及び本市の第1次総合計画等の上位計画に即し、昨年度実施いたしました都市計画に関する市民意向調査及び市民懇話会の結果を反映して起案し、本年5月から6月にかけて、庁内の関係各課の担当職員で構成される作業部会及び同関係各課の所属長で構成される調整会議での検討を経て、素案として策定いたしました。

この素案を、去る7月7日に開催されました第1回飯塚市国土利用計画審議会におきまして、ご審議いただいたところでございます。

飯塚市国土利用計画審議会につきましては、4枚目の資料にございますように、本年5月1日に、学識経験者2名、関係団体4名、市民代表3名、行政機関3名の計12名を委員として委嘱しておりますが、第1回審議会におきまして、九州大学大学院、人間環境学研究院、

都市・建築学部門、准教授の有馬隆文委員が会長に選出されております。

今後は、先に述べました作業部会、調整会議、審議会を一つのサイクルとして2回ないし3回の審議、検討を重ねまして、県との調整、協議の後、今年度内に市議会の議決をいただけるよう作業を進めて行く予定でございます。

次に、飯塚市都市計画マスタープランにつきましては、大きく分けて全体構想と地域別構想の2部構成により策定いたしますが、昨年度実施いたしました都市計画に関する市民意向調査及び市民懇話会の結果を反映し、更に県が策定しております都市計画区域マスタープラン及び本市の第1次総合計画等の上位計画と整合を図りつつ、現在は素案づくりを行っているところでございます。

今後は、まず飯塚市都市計画審議会の附属機関として、飯塚市都市計画マスタープラン策定委員会を組織いたしますとともに、国土利用計画よりも幅広い庁内の関係各課の担当職員で構成される作業部会及び同関係各課の所属長で構成される調整会議ならびにこの策定委員会を一つのサイクルとして、本年9月から来年11月頃にかけて、4回ないし5回の審議、検討を重ねた後、県との調整、協議を経て原案を策定し、平成21年度中に市都市計画審議会の議決をいただけるよう作業を進めて行く予定でございます。

以上、飯塚市国土利用計画等の策定に関する経過報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市中心市街地活性化基本計画策定に伴う特別用途地区の指定等について」報告を求めます。

○ 都市計画課長

それでは、引き続きまして、2枚目に記してあります3番の飯塚市中心市街地活性化基本計画策定に伴う特別用途地区の指定等につきまして、ご報告いたします。

中心市街地活性化基本計画は、いわゆる「まちづくり3法」の改正を受けて、これまでの拡散型から中心市街地集約型の持続可能でコンパクトなまちづくりを推進する計画であり、国としてもこれに意欲的な都市を選択し、集中的に支援する制度を設けております。

本市におきましても、第1次総合計画のなかで、定住促進とコミュニティ再生、観光と商業振興による地域活性化を施策に掲げ、中心市街地におけるこれらの実現を目指した計画を商工観光課において策定中ではありますが、国の支援を受けるための内閣総理大臣の認定を得るには、種々の条件をクリアしなければなりません。

そのひとつに中心市街地活性化に影響を与えるとされる郊外型大規模集客施設の立地規制の促進がありますが、具体的には、延べ床面積1万㎡を超える大規模集客施設を立地できない特別用途地区の制度を、市の条例で定めるために、本年12月議会において付議させていただく予定とし、これを市内の準工業地域に該当させるよう、中心市街地活性化基本計画策定の進捗に合わせまして、都市計画審議会の議決を経て都市計画決定し、当該条例の施行日を、この都市計画決定の告示の日とする予定でございます。

本市におきましては、5枚目の資料の位置図①～⑩にお示ししておりますとおり、一団として見なす準工業地域は11箇所指定しておりますが、このうち①～⑩の地域につきましては、先に述べました都市計画の手法に従い、延べ床面積1万㎡を超える大規模集客施設の立地規制を行いたいと考えております。

ただ、⑩の立岩・柏の森地区準工業地域につきましては、J R新飯塚駅東口に近接していることから、商工観光課としましても中心市街地活性化基本計画の区域に含め、同計画の一翼を担う位置づけで土地利用を図ることを模索しておりますことから、特別用途地区の手法はとらず、準工業地域から商業地域等、他の用途に変更することでその目的を達したいと考えます。

ただし、他の用途への変更に関しては、県の同意が必要であり、この立岩・柏の森地区準工業地域は、福岡県が策定している「大規模集客施設立地ビジョン」の区域に含まれて

いないことから、今後、県との協議の中で、その具体的なビジョンを明確に示さなければなりません。また、この地域以外の①～⑩の地域につきましても、市の方針いかんによっては、他用途に変更するなど別の手法を用いることも考えられます。しかし、いずれにいたしましても中心市街地活性化基本計画の認定を得るための施策でございますので、その進捗状況に合わせ、商工観光課等関係各課と綿密な協議をもって対応したいと考えます。

なお、この特別用途地区の指定に関する市民説明会を、7月24日、午後7時より、飯塚総合会館にて開催する予定にしております。

以上で飯塚市中心市街地活性化基本計画策定に伴う特別用途地区の指定等についての報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

○ 人見委員

よく今のところでごめんなさい、聞き漏らしているんだろうと思います。まず、特別用途地区。この特別用途地区ちゃんなのか、そして今説明があっていた点についてちょっともう少しできたら要領よくというか、私が言うとおかしいんですが、要領よく説明、概略をお話していただけないですか。とても大事なことを言いよっちゃないやろうかという感じはするんですけど。お願いします。

○ 都市計画課長

いま商工課で飯塚市中心市街地活性化の認定を受けるべく作業を進めているんですけども、その中で認定条件として、中心市街地ということは郊外に大型店舗なんかを展開されると中心市街地活性化にならないものですから、そういう意味において都市計画法では、近隣商業地域、商業地域、準工業地域が1万㎡を建てられるんですけども。その中で特に中心市街地活性化法の中で別に準工業地域には1万㎡以上の大規模集客施設が建てられないように今言いました特別用途地域で規制しなさいというふうな指導があるものですから、それをしていくと。ただ、そこで都市計画といま最後に言いましたことは中心市街地活性化が認定がならないという先のうちが先行すると、規制が先にかかってきますので、同時にしていくということが重要だということでございます。

○ 人見委員

それで、その対象、準工業地域というのが先ほどどこ柏の森どうのこうのというふうな話がちらっと出よるごとあったけど、ここの11箇所が対象になると。この地図の①から⑩までがその対象になるというようなことなんですね。わかりました。

○ 委員長

ちょっと補足しますけど、⑩は商業地域に変更を今、用途地域に変更をかけているから⑩は外れるということですね。そうでしょう。

○ 鯉川委員

よくわからないので、小学校5年生がわかるような説明でお聞きしたいんですけども、今まで①から⑩まで示してあるところというのはいままでも準工業地域であったところで、今度特別地域に変わったところで膨らんだとか狭まったとかいうところはあるんですか。

○ 都市計画課長

膨らんだとか変わったところはありません。

○ 鯉川委員

まったく今までの準工業地域がそのまま網がかぶったということで理解していいんですか。

○ 都市計画課長

いま委員長がいわれましたように、⑩番のところを除きましてそのとおりで、いわれるとお

りでございます。

○ 委員長

ほかに質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「岩崎浄水場膜処理施設における 損害賠償等請求住民訴訟事件に係る第2回証人尋問の概要について」報告を求めます。

○ 上下水道部総務課長

7月14日、月曜日に行われました、損害賠償等請求住民訴訟事件に係る第2回証人尋問について、概要報告をさせていただきます。

福岡地方裁判所302法廷において、午後1時40分から午後5時まで、辻文雄氏（元水道課長）の証人尋問が辻文雄氏の弁護士、原告側弁護士の順に行われ、その尋問内容の主なものといたしましては、原告側弁護士からは、業者選考時の影響力や業者からの接待の詳細等について尋問があり、辻文雄氏は業者選考については、水道課において指名願いの申請をされている中から実績等を勘案し素案が作成され、その資料を元に指名委員会で指名業者が決定されるため、業者選考時の影響力について否定をされました。業者からの接待についても、飲食費は後日、返金したことなどの説明をされて、官製談合を否定する主張をされていました。また、警察・検察での供述調書は強要されたものであり、事実と反する旨の主張もされていました。

今回の裁判の予定につきましては、7月28日、午後1時30分から福岡地方裁判所502法廷において辻文雄氏の証人尋問が引き続き行われ、続いて松延隆幸氏——この方は旧庄内町の水道課長でございますが——の証人尋問が行われる予定です。

以上簡単ですが、岩崎浄水場膜処理施設における損害賠償等請求住民訴訟事件に係る証人尋問の概要報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「止水栓開栓業務中の事故について」報告を求めます。

○ 上下水道部業務課長

業務中の車両損害賠償事故について、ご報告いたします。本件につきましては、6月25日の建設委員会で事故の経過のみご報告させていただいておりましたが、このたび示談が成立いたしましたので、改めて事故の経緯から示談の内容までご報告させていただきます。

本件事故につきましては、平成20年6月3日火曜日、午前11時30分ごろ、飯塚市内野3540番地1地内、内野小学校プールにおきましてプール使用開始に伴い、業務課職員が大型メーター・75ミリの止水栓を開こうとして、鉄製T型バルブキー・長さ1.5mで開栓操作をしていたところ、途中で止水栓が堅くなり、さらに力を加えた際、反動ではじかれたため、止水栓から約1m横に駐車中の相手方車両後部ドアにバルブキーが倒れ掛かり、損傷させたものです。

事故の原因は、職員の作業中の不注意によるもので、この事故によります過失は市が100%ということで示談が成立し、解決しております。損害賠償額は車両の修理費用7万5,149円となっております。市が負担いたしました損害賠償額7万5,149円のうち、免責額1万円を差し引いた、6万5,149円が水道施設賠償責任保険より補填されます。

職員の業務中の作業につきましては、現場の状況を十分把握し、細心の注意を払うように、ことあるごとに注意喚起しておりますが、今後とも指導を徹底し、再発防止に努めます。以上

簡単でございますが、報告を終わります。

○ 委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(質疑なし)

質疑を終結いたします。本件は報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「建設行政について」を議題といたします。質疑を許します。質疑はありませんか。

○ 芳野委員

ひとつだけお尋ねいたします。鯉田の工業団地のことですが、これの売出価格は決定をいたしておるのでしょうか、どうでしょうか。

○ 委員長

暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 18

再 開 10 : 18

○ 都市建設部長

ただいま積算中ございまして、まだ決定いたしておりません。

○ 芳野委員

決定をして工事を行うのか、工事を行って決定をするのか、どちらですか。

○ 都市建設部長

ただいま鋭意積算中ございまして、そういう状況でございますからなんとも言えないところでございます。

○ 芳野委員

最後まではいきませんが、出来上がったものが周りの工業団地よりも極端に言えばずいぶん高いものができたというようなことのないように、考慮をお願いしたいと思います。終わります。

○ 委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

それでは、これから鯉田工業団地の現地調査を行いますので、暫時休憩いたします。

休 憩 10 : 24

再 開 11 : 03

委員会を再開いたします。

他に質疑はありませんか。

(な し)

おはかりいたします。本件は、掘り下げた審査をするということで、継続審査といたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本件は継続審査とすることに決定いたしました。

これもちまして、建設委員会を閉会いたします。おつかれさまでした。

(閉 会) 11 : 04